

○国土交通省令第五十一号

海事業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）の一部の施行及び海上運送法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百三十三号）の施行に伴い、並びに海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二十四条第一項（同法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十九条の十九第一項、第三十九条の二十第一項、第二項第五号、第五項及び第七項、第三十九条の三十五並びに同法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する同法第三十九条の十九第二項第三号並びに造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十条第二項第二号、第十一条第一項、第二項第六号及び第五項（同法第十二条第五項において準用する場合を含む。）並びに第十二条第一項の規定に基づき、並びに海上運送法及び造船法を実施するため、海事業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年八月二十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令
 (海上運送法施行規則の一部改正)
 第一条 海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次

第一章 (略)
 第二章 船舶運航事業

第一節 第二節の二 (略)

第二節の三 報告(第二十三条の十五・第二十三条の十七)

第三節 第五節 (略)

第三章 第六節 (略)

第七章 特定船舶の導入の促進(第四十二条の十四・第四十二条の十七)

第八章 湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業(第四十二条の十八)

第九章 第十章 (略)

附則

(輸送安全等臨時報告書)

第二十三条の十六 本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする外航不定期航路事業(当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限り)を営む者は、法第二十四条第一項(法第四十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により、国土交通大臣又は主たる事務所若しくは営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が輸送の安全又は旅客の安全を確保するため、その業務に関し報告を求めたときは、遅滞なく、第十号様式の三による輸送安全等臨時報告書一通を当該報告を求めた者に提出するものとする。

(臨時の報告)

第二十三条の十七 船舶運航事業者は、前二条に定める報告書のほか、国土交通大臣又は地方運輸局長(対外旅客定期航路事業者、外航貨物定期航路事業者又は不定期航路事業者(旅客不定期航路事業者を除く))の場合にあつては、主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長、その他の場合にあつては、所轄地方運輸局長。以下この条において同じ)から、その事業に関し報告書を求められたときは、報告書一通を当該報告を求めた者に提出しなければならない。

2 (略)

(協定等航路運航実績臨時報告書の提出)

第二十七条の三 法第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為に係る航路において事業を営んでいる船舶運航事業者は、法第二十四条第一項(法第四十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により、国土交通大臣が当該行為が法第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため、当該航路における運航の実績についてその区間、定期不定期の別及び期間を指定して報告を求めたときは、遅滞なく、第十一号様式による協定等航路運航実績臨時報告書一通を国土交通大臣に提出するものとする。

目次

第一章 (略)
 第二章 船舶運航事業

第一節 第二節の二 (略)

第二節の三 報告(第二十三条の十五・第二十三条の十六)

第三節 第五節 (略)

第三章 第六節 (略)

(新設)
 第七章 湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業(第四十二条の十四)

第八章 第九章 (略)

附則

(新設)

第二十三条の十六 前条に定める報告書のほか、国土交通大臣又は地方運輸局長(対外旅客定期航路事業者、外航貨物定期航路事業者又は不定期航路事業者(旅客不定期航路事業者を除く))の場合にあつては、主たる事務所若しくは営業所の所在地を管轄する地方運輸局長、その他の場合にあつては、所轄地方運輸局長。以下この条において同じ)から、その事業に関し報告書を求められたときは、報告書一通を当該報告を求めた者に提出しなければならない。

(臨時の報告)

第二十三条の十七 船舶運航事業者は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣又は地方運輸局長(対外旅客定期航路事業者、外航貨物定期航路事業者又は不定期航路事業者(旅客不定期航路事業者を除く))の場合にあつては、主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長、その他の場合にあつては、所轄地方運輸局長。以下この条において同じ)から、その事業に関し報告書を求められたときは、報告書一通を当該報告を求めた者に提出しなければならない。

2 (略)

(協定等航路運航実績臨時報告書の提出)

第二十七条の三 法第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為に係る航路において事業を営んでいる船舶運航事業者は、法第二十四条第一項(法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により、国土交通大臣が当該行為が法第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するため、当該航路における運航の実績についてその区間、定期不定期の別及び期間を指定して報告を求めたときは、遅滞なく、協定等航路運航実績臨時報告書(第十一号様式による)一通を国土交通大臣に提出するものとする。

第七章 特定船舶の導入の促進

(特定船舶)

第四十二条の十四 法第三十九条の十九第一項の国土交通省令で定める船舶は、二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資するものとして船舶の区分ごとに国土交通大臣が定める構造、装置又は性能を有する船舶とする。

(特定船舶導入計画の認定の申請)

第四十二条の十五 法第三十九条の二十第一項の規定により特定船舶導入計画の認定を申請しようとする者は、第十八号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一 特定船舶導入計画の認定を申請しようとする船舶運航事業者等（法第三十九条の十九第二項第三号に規定する船舶運航事業者等をいう。）に関する次に掲げる書類

イ 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

- (1) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (2) 最近の事業年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書

ロ 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

- (1) 定款又は寄付行為の謄本
- (2) 株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載した書類

ハ 個人にあつては、次に掲げる書類

- (1) 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し
- (2) 資産調書

ニ 導入を行うおとする特定船舶に関する次に掲げる書類

イ 次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 当該特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者の住所及び氏名並びに事業基盤強化計画認定番号
- (2) 当該特定船舶に関する次に掲げる計画要目

(i) 用途

(ii) 総トン数

(iii) 載荷重量トン数

(iv) 主要寸法（長さ、幅及び深さ）

(v) 機関の種類、数及び連続最大出力

(vi) 航海速力

(vii) 航行区域

(3) 建造計画に関する次に掲げる事項

(i) 船体の製造工場名

(ii) 使用予定船台の番号

(iii) 当該特定船舶の製造番号

(iv) 起工、進水及び竣工の予定期日

(v) 建造契約価格及びその内訳

ロ 一般配置図

(新設)

(新設)

(新設)

- ハ 製造仕様の概要を記載した書類
 - 二 作業計画を記載した書類
 - ホ 当該特定船舶の使用計画を記載した書類
 - ヘ 当該特定船舶の建造に係る契約書の写し
- 3 第一項の場合において、法第三十九条の二十一の規定により法第三十九条の十二及び第三十九条の十三の規定のうち第四十二条の九第三項の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（前項に規定する書類を除く。）をそれぞれ添付するものとする。
- 4 国土交通大臣は、申請者に対し、前三項に規定する書類のほか、特定船舶導入計画が法第三十九条の二十四各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（準用規定）

第四十二条の十六 第四十二条の十から第四十二条の十三までの規定は、特定船舶導入計画について準用する。この場合において、第四十二条の十中「第三十九条の十一第二項第五号」とあるのは「第三十九条の二十第二項第五号」と、第四十二条の十一第一項中「第三十九条の十一第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第三十九条の二十第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）」と、同条第二項中「第十五号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「第四十二条の九第一項」とあるのは「第四十二条の十五第一項」と、「第四十二条の十二第一項中「第三十九条の十一第五項」とあるのは「第三十九条の二十第五項」と、「第十六号様式」とあるのは「第二十号様式」と、同条第二項中「第四十二条の九第二項各号」とあるのは「第四十二条の十五第二項各号」と、同条第三項中「第四十二条の九第三項」とあるのは「第四十二条の十五第三項及び第四項」と、「第一項」とあるのは「第四十二条の十六において準用する第一項」と、第四十二条の十三中「第三十九条の十八」とあるのは「第三十九条の三十五」と、「第十七号様式」とあるのは「第二十一号様式」と、「認定先進船舶導入等計画」とあるのは「認定特定船舶導入計画」と読み替えるものとする。

（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者）

第四十二条の十七 法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）

第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）とする。

第八章 湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業

第四十二条の十八（略）

第九章 国際船舶の譲渡等

第十章 雑則

（職権の委任）

第四十八条 海上運送法施行令（次条において「令」という。）**第四条第一項各号**に掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一（五）（略）

第四十九条 令**第四条第三項**の国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所は、特定運輸支局等とする。

2 令**第四条第三項**に規定する職権を行う特定運輸支局等の長は、船舶の所在地を管轄する特定運輸支局等の長とする。

（新設）

（新設）

第七章 湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業

第四十二条の十四（略）

第八章 国際船舶の譲渡等

第九章 雑則

（職権の委任）

第四十八条 海上運送法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）**第一項各号**に掲げる職権（令**第三項**に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一（五）（略）

第四十九条 令**第三項**の国土交通省令で定める運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所は、特定運輸支局等とする。

2 令**第三項**に規定する職権を行う特定運輸支局等の長は、船舶の所在地を管轄する特定運輸支局等の長とする。

第四号様式中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「第四十二条第二項」を「第四十二条第四項」に、「した者」を「したとき」に改める。
第十号様式の二の次に次の一様式を加える。

第十号様式の三（第23条の16関係）

年 月 日

輸送安全等臨時報告書

殿

定期不定期の別
事業者名及び住所

1. 発生事案に関する事項

- ①発生事案の概要
(発生時刻、経過状況、被害状況 等)
- ②発生事案に対する対応状況

2. 船舶の基礎的事項等

- ①運航区間
(航路の起点、寄港地及び終点について、それぞれの入港日時及び出港日時を含む。)
- ②①の運航区間における乗船人数（旅客及び乗組員）
(航路の起点、寄港地及び終点について、それぞれの入港日時及び出港日時を含む。また、旅客及び乗組員については、氏名、年齢、性別及び国籍を記載する。)
- ③船舶の基礎的事項
- ・船名
 - ・国際海事機関船舶識別番号
 - ・船籍港（船籍）
 - ・運航事業者（国籍）
 - ・船舶所有者（国籍）
 - ・総トン数
 - ・旅客定員
 - ・船内図（設備や旅客の部屋割等を含む。)
- ④その他の事項
(傷病者の人数 等)

3. 船内の安全対策に関する事項

(安全対策マニュアルの有無 等)

第十八号様式（第 42 条の 15 関係）

特定船舶導入計画の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

海上運送法第 39 条の 20 第 1 項の規定により、下記の特定期間導入計画の認定を申請します。

記

1. 特定船舶の導入の目標及び内容
2. 実施体制
3. 計画期間
4. 特定船舶の導入の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. 特定船舶の導入計画の認定により受けようとする支援措置
6. 特定船舶導入計画の実施に当たって特に留意すべき事項
7. 先進船舶導入等計画の認定の特例を受けようとする場合にあっては、その内容等

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第十三号様式中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「第四十二条第二項」を「第四十二条第四項」に、「した者」を「したとき」に改める。
第十九号様式を第二十三号様式とし、第十八号様式を第二十二号様式とし、第十七号様式の次に次の四様式を加える。

第十九号様式（第42条の16において準用する第42条の11関係）

特定船舶導入計画の認定通知書

第 年 月 日 号

殿

国土交通大臣 印

下記による認定申請書及び添付書類に記載の特定船舶導入計画について、海上運送法第39条の20第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. 認定した特定船舶導入計画の内容

別添のとおり。

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第二十号様式（第 42 条の 16 において準用する第 42 条の 12 関係）

特定船舶導入計画の変更の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記の特定船舶導入計画について、下記のとおり変更したいので、海上運送法第 39 条の 20 第 5 項の規定により、認定を申請します。

記

1. 変更しようとする特定船舶導入計画の概要

【認定通知書番号】 第 号

【認定通知書交付年月日】 年 月 日

2. 変更しようとする事項

3. 変更しようとする理由

4. 当該特定船舶導入計画の実施状況

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第二條 (造船法施行規則の一部改正)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第二十一号様式 (第42条の16において準用する第42条の13関係)

特定船舶導入計画の実施状況に関する報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記の特定期船舶導入計画の実施状況について報告します。

記

1. 特定船舶導入計画の概要

【認定通知書番号】 第 号

【認定通知書交付年月日】 年 月 日

2. 報告に係る計画の期間

3. 特定船舶導入計画の認定により受けた支援措置

4. 特定船舶の導入の目標の達成状況

5. 実施した特定船舶導入計画の内容

6. その他留意すべき事項

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 根拠となる資料を別途作成の上、添付すること。

改正後

(施設の新設等の許可申請及び届出)

第一条 造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号。以下「法」という。)第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第一号書式の許可申請書を提出するものとする。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)

二 五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 定款、最近の貸借対照表及び損益計算書並びに現に行つている事業の概要を説明した書類

二 三 (略)

四 法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

3 法第二条第二項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

一 二 (略)

三 工事の完了又は施設の譲受け若しくは借受けによる引渡し^レの完了年月日

(許可を要する設備)

第二条 法第三条第一項の設備は、次の各号に掲げるものとする。

一 造船台(平均潮高時における陸上耐圧部(堰扉^{せきとびら}を有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが五十メートル以上のもに限る。)

二 船舶の製造のための船殻の取付け及びプロックの搭載の用以外の用のみに供するドック(渠底平坦部の長さが五十メートル以上のもに限る。)

三 前号のドック以外のドック(渠底平坦部の長さが五十メートル以上のもに限る。)

四 船舶の製造のための船殻の取付け及びプロックの搭載の用以外の用のみに供する引揚船台(平均潮高時における陸上耐圧部の長さが五十メートル以上のもに限る。)

五 (略)

(設備の新設等の許可申請及び届出)

第三条 法第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第二号書式の許可申請書を提出するものとする。

一 二 (略)

三 前号の施設によつて行う事業の種類

四 五 (略)

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 二 (略)

三 法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

3 (略)

(事業の開始等の届出)

第四条 法第五条第一項の規定により事業開始の届出をしようとする者は、工場ごとに、第三号書式による届出書に、第一条第二項第一号(貸借対照表及び損益計算書を除く。)及び第二号に規定する書類及び図面(次項において「添付書類」という。)を添えて提出するものとする。

2 (略)

3 法第五条第二項の規定により、事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、休止又は廃止の日から二月以内に第四号書式の届出書を提出するものとする。

改正前

(施設の新設等の許可申請及び届出)

第一条 造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号。以下「法」という。)第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第一号書式の許可申請書を提出するものとする。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)

二 五 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 定款、最近の貸借対照表及び損益計算書並びに現に行つている事業の概要を説明した書類

二 三 (略)

四 法第三条の二第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

3 法第二条第二項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

一 二 (略)

三 工事の完了又は施設の譲受け若しくは借受けによる引渡し^レの完了年月日

(許可を要する設備)

第二条 法第三条第一項の設備は、左の各号に掲げるものとする。

一 造船台(平均潮高時における陸上耐圧部(せきとびら^{せきとびら}を有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが五十メートル以上のもに限る。)

二 船舶の製造のための船殻の取付け及びプロックのとう載^{とう}の用以外の用のみに供するドック(きよ底平坦部の長さが五十メートル以上のもに限る。)

三 前号のドック以外のドック(きよ底平坦部の長さが五十メートル以上のもに限る。)

四 船舶の製造のための船殻の取付け及びプロックのとう載^{とう}の用以外の用のみに供する引揚船台(平均潮高時における陸上耐圧部の長さが五十メートル以上のもに限る。)

五 (略)

(設備の新設等の許可申請及び届出)

第三条 法第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第二号書式の許可申請書を提出するものとする。

一 二 (略)

三 前号の施設によつて行う事業の種類

四 五 (略)

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 二 (略)

三 法第三条の二第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

3 (略)

(事業の開始等の届出)

第四条 法第六条第一項の規定により事業開始の届出をしようとする者は、工場ごとに、第三号書式による届出書に、第一条第二項第一号(貸借対照表及び損益計算書を除く。)及び第二号に規定する書類及び図面(次項において「添付書類」という。)を添えて提出するものとする。

2 (略)

3 法第六条第二項の規定により、事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、休止又は廃止の日から二箇月以内に第四号書式の届出書を提出するものとする。

(報告)
第五条 船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくは艀^{せき}装品又はこれらの部分品若しくは付属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者は、次の区分により、国土交通大臣に報告書を提出しなければならない。ただし、鋼造船所施設状況報告書にあつては、前回提出時の報告書記載事項に変更がない場合には、この限りでない。

報告書の名称	報告者	報告事項	書式	提出期日
生産状況報告書	法第五条第一項第一号の事業を営んでいる者であつて、法第二条第一項の施設を所有し、又は借り受けているもの	一 生産高 二 新造船工程表 三 工事時間数 四 鋼材搭載重量 五 従業員数	第五号書式	毎年五月十日及び十一月十五日まで
鋼造船所施設状況報告書	法第五条第一項第一号の事業を営んでいる者であつて、法第二条第一項の施設を所有し、又は借り受けているもの	施設の概要	第六号書式	毎年二月十日まで
船舶用機関等施設状況報告書	船舶用機関若しくは艀装品又はこれらの部分品若しくは付属品の製造又は修繕を行うための工場(事業場を含む)を有する者であつて、常時五人以上の従業員を使用しているもの	一 施設の概要 二 従業員数 三 生産能力 一 工作機械 二 加工機械 三 運搬設備	第七号書式A 第七号書式B	毎年二月十日まで 三年ごとに二月十五日まで
船舶用艀装品等月間生産高報告書	船舶用機関の部分品若しくは付属品又は艀装品若しくはその部分品若しくは付属品の製造の事業を営んでいる者であつて、常時五人以上の従業員を使用しているもの	一 生産高 二 在庫高	第八号書式	翌月の十五日まで

(設備の使用廃止の報告等)

第六条 法第二条第一項の施設を所有し、又は借り受けている者は、当該施設に備える第二条各号に掲げる設備を船舶の製造又は修繕の用に供しないこととするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した第十号書式の設備使用廃止報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略) 一〜六 (略)

(報告)
第五条 船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくは艀装品又はこれらの部分品若しくは付属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者は、次の区分により、国土交通大臣に報告書を提出しなければならない。ただし、鋼造船所施設状況報告書にあつては、前回提出時の報告書記載事項に変更がない場合には、この限りでない。

報告書の名称	報告者	報告事項	書式	提出期日
生産状況報告書	法第六条第一項第一号の事業を営んでいる者であつて、法第二条第一項の施設を所有し、又は借り受けているもの	一 生産高 二 新造船工程表 三 工事時間数 四 鋼材搭載重量 五 従業員数	第五号書式	毎年五月十日及び十一月十五日まで
鋼造船所施設状況報告書	法第六条第一項第一号の事業を営んでいる者であつて、法第二条第一項の施設を所有し、又は借り受けているもの	施設の概要	第六号書式	毎年二月十日まで
船舶用機関等施設状況報告書	船舶用機関若しくは艀装品又はこれらの部分品若しくは付属品の製造又は修繕を行うための工場(事業場を含む)を有する者であつて、常時五人以上の従業員を使用しているもの	一 施設の概要 二 従業員数 三 生産能力 一 工作機械 二 加工機械 三 運搬設備	第七号書式A 第七号書式B	毎年二月十日まで 三年ごとに二月十五日まで
船舶用艀装品等月間生産高報告書	船舶用機関の部分品若しくは付属品又は艀装品若しくはその部分品若しくは付属品の製造の事業を営んでいる者であつて、常時五人以上の従業員を使用しているもの	一 生産高 二 在庫高	第八号書式	翌月の十五日まで

(設備の使用廃止の報告等)

第五条の二 法第二条第一項の施設を所有し、又は借り受けている者は、当該施設に備える第二条各号に掲げる設備を船舶の製造又は修繕の用に供しないこととするときは、あらかじめ左に掲げる事項を記載した第十号書式の設備使用廃止報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略) 一〜六 (略)

(関係事業者に関する国土交通省令で定める関係)
第七条 法第十条第二項第二号の国土交通省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

- 一 他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を造船等事業者が有する関係
- 二 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の役員の総数の二分の一以上を造船等事業者の役員又は職員が占める関係（ロに該当するものうち、当該造船等事業者が第三の事業者（当該造船等事業者及び当該他の事業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）と共同して金銭以外の資産の出資により設立した当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を当該造船等事業者及び当該第三の事業者が有する場合にあつては、当該他の事業者の役員の総数のうちに当該造船等事業者の役員又は職員が占める割合が、当該他の事業者の役員の総数のうちに他のいずれか一の事業者の役員又は職員が占める割合以上である関係）
- イ 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該造船等事業者が有していること。
- ロ 当該造船等事業者の有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額以上であること。
- 三 他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を、子会社（造船等事業者が第一号に規定する関係又は前号イ若しくはロに該当し、かつ、役員の総数の二分の一以上を当該造船等事業者の役員又は職員が占める関係を有している他の事業者をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は子会社及び当該造船等事業者が有する関係
- 四 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の役員の総数の二分の一以上を子会社又は子会社及び当該造船等事業者の役員又は職員が占める関係
- イ 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を子会社又は子会社及び当該造船等事業者が有していること。
- ロ 子会社又は子会社及び当該造船等事業者の有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額以上であること。

(事業基盤強化計画の認定の申請)

第八条

法第十一条第一項の規定により事業基盤強化計画の認定を受けようとする造船等事業者（第五項及び次条において「申請者」という。）は、第十一号書式による申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

- 2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類（法第十条第二項二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあつては、第七号を除く。）を添付して行わなければならない。
- 一 当該造船等事業者（事業基盤強化計画に現に事業を営んでいる関係事業者が当該造船等事業者の事業基盤強化のために行う措置に関する計画が含まれる場合には、当該関係事業者を含む。以下この項において同じ。）の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該造船等事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
- 二 当該造船等事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
- 三 当該事業基盤強化計画を実施することにより、生産性が相当程度向上することを示す書類
- 四 当該事業基盤強化計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類
- 五 当該事業基盤強化計画を実施することにより、船舶等の品質が向上することを示す書類
- 六 当該事業基盤強化計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類
- 七 当該事業基盤強化計画が従業員の地位を不当に害するものではないことを証する書類
- 八 当該造船等事業者が次のいずれにも該当しないことを証する書類
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下このイにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（ロ及びハにおいて「暴力団員等」という。）
- ロ 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 3 法第十一条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 事業基盤強化計画の認定により受けようとする支援措置
- 二 事業基盤強化計画の期間中における船舶等に係る技術開発に関する事項
- 4 第一項の場合において、法第十三条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（第二項に規定する書類を除く。）及び図面をそれぞれ添付するものとする。
- | | |
|------------|------------------------|
| 法第二条第一項の許可 | 第一条第一項及び第二項に規定する書類及び図面 |
| 法第三条第一項の許可 | 第三条第一項及び第二項に規定する書類及び図面 |
- 5 国土交通大臣は、申請者に対し、第一項、第二項及び前項に規定する書類のほか、事業基盤強化計画が法第十一条第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 6 第一項の認定の申請に係る事業基盤強化計画の実施期間は、五年（当該事業基盤強化計画に法第十四条の規定による特例措置を受けることが含まれる場合であつて、事業基盤強化を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれない場合にあつては、三年）を超えないものとする。

(事業基盤強化計画の認定)

第九条 国土交通大臣は、法第十一条第一項の規定により事業基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該事業基盤強化計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に第十二号書式の認定書を交付するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した第十三号書式による通知書を申請者に交付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、第十四号書式により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 認定の日付

二 事業基盤強化計画認定番号

三 認定事業基盤強化事業者の名称

四 認定事業基盤強化計画の概要

(認定事業基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第十条 認定事業基盤強化計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十二条第一項の変更の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定事業基盤強化事業者は、遅滞なく、第十五号書式によりその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 法第十二条第一項の規定により、事業基盤強化計画の変更の認定を受けようとする認定事業基盤強化事業者(第四項及び第五項において「変更申請者」という。)は、第十六号書式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 前項の変更の認定の申請に係る事業基盤強化計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業基盤強化計画に従って事業基盤強化を実施した期間を含め、五年(当該事業基盤強化計画に法第十四条の規定による特例措置を受けることが含まれる場合であつて、事業基盤強化を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれない場合にあつては、三年)を超えないものとする。

4 国土交通大臣は、第二項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第十一条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、変更の認定の申請のあつた認定事業基盤強化計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に第十七号書式の認定書を交付するものとする。

5 国土交通大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した第十八号書式による通知書を変更申請者に交付するものとする。

6 国土交通大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、第十九号書式により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 変更の認定の日付

二 変更後の事業基盤強化計画認定番号

三 認定事業基盤強化事業者の名称

四 変更後の認定事業基盤強化計画の概要

(認定事業基盤強化計画の変更の指示)

第十一条 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により認定事業基盤強化計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した第二十号書式による通知書を当該変更の指示を受ける認定事業基盤強化事業者に交付するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(認定事業基盤強化計画の認定の取消)

第十二条 国土交通大臣は、法第十二条第二項又は第三項の規定により認定事業基盤強化計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した第二十一号書式による通知書を当該認定が取り消される認定事業基盤強化事業者に交付するものとする。

2 国土交通大臣は、認定事業基盤強化計画の認定を取り消したときは、第二十二号書式により、当該認定の取消しについて、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 取消しの日付
- 二 事業基盤強化計画認定番号
- 三 認定を取り消された事業者の名称
- 四 取消しの理由

(実施状況等の報告)

第十三条 認定事業基盤強化事業者は、認定事業基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、第二十三号書式により、国土交通大臣に報告をしなければならない。

2 認定事業基盤強化事業者は、国土交通大臣から、当該認定事業基盤強化事業者又はその関係事業者が製造又は修繕をする船舶等に関する事項に関し報告を求められたときは、第二十四号書式による報告書を提出しなければならない。

(課税の特例に関する報告事項)

第十四条 法第十四条の規定により産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定があつたものとみなされる場合において、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業基盤強化事業者は、前条第一項に規定する報告に、次に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

- 一 登記の内容
- 二 登録免許税の額
- 三 当該特例措置による減免額

(権限の委任)

第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、工場の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下「所轄地方運輸局長」という。)に委任する。

- 一 法第二条第一項に規定する権限(平均潮高時における陸上耐圧部(堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが八十五メートル以上の造船台若しくは引揚船台又は渠底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックを備える施設に係るものを除く。)
- 二 法第三条第一項に規定する権限(平均潮高時における陸上耐圧部(堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが八十五メートル以上の造船台及び引揚船台並びに渠底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックに係るものを除く。)

- 三 (略)
- 四 法第五条に規定する権限

(經由機関)

第十六条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類(事業基盤強化計画に係るものを除く。)は、所轄地方運輸局長を経由するものとする。

(新設)

第六条 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、工場の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下「所轄地方運輸局長」という。)に委任する。

- 一 法第二条第一項に規定する権限(平均潮高時における陸上耐圧部(せきとびらを有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが八十五メートル以上の造船台若しくは引揚船台又はきよ底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックを備える施設に係るものを除く。)
- 二 法第三条第一項に規定する権限(平均潮高時における陸上耐圧部(せきとびらを有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが八十五メートル以上の造船台及び引揚船台並びにきよ底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックに係るものを除く。)

(新設)

第七条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類は、所轄地方運輸局長を経由するものとする。

(新設)

第十四条 法第十四条の規定により産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定があつたものとみなされる場合において、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業基盤強化事業者は、前条第一項に規定する報告に、次に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

- 一 登記の内容
- 二 登録免許税の額
- 三 当該特例措置による減免額

(権限の委任)

第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、工場の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下「所轄地方運輸局長」という。)に委任する。

- 一 法第二条第一項に規定する権限(平均潮高時における陸上耐圧部(堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが八十五メートル以上の造船台若しくは引揚船台又はきよ底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックを備える施設に係るものを除く。)
- 二 法第三条第一項に規定する権限(平均潮高時における陸上耐圧部(堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが八十五メートル以上の造船台及び引揚船台並びにきよ底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックに係るものを除く。)

(經由機関)

第十六条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類は、所轄地方運輸局長を経由するものとする。

第十一号書式（第八条関係）

事業基盤強化計画の認定申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

造船法第十一条第一項の規定に基づき、下記の事業基盤強化計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業基盤強化の目標
2. 事業基盤強化の内容
3. 事業基盤強化の実施時期
4. 事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. 事業基盤強化に伴う労務に関する事項
6. その他

第一号書式中「譲受又は借受」を「譲受け又は借受け」に改める。
 第三号書式中「ドック」を「ドク」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に、「入きよし」を「入渠し」に、「ディーゼル機関」を「ディーゼル機関」に改める。
 第四号書式中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改める。
 第五号書式中「こえる」を「超える」に、「しゆん工時」を「竣工時」に、「あつて」を「あつて」に改める。
 第六号書式中「フォアフト」を「フォアフト」に、「せきとびら」を「堰扉」に、「ドック」を「ドク」に、「ドック」を「ドク」に、「入きよし」を「入渠」に、「きよ底」を「渠底」に、「せき口」を「渠口」に、「きよ内」を「渠内」に、「アロック」を「アロク」に改める。
 第七号書式A中「むね数」を「棟数」に、「製かん工場」を「製缶工場」に改める。
 第七号書式B中「メンディングマシン」を「メンディングマシン」に、「デリック」を「デリック」に改める。
 第八号書式中「船舶用~~機~~機装品等月間生産高報告書」を「船舶用機装品等月間生産高報告書」に改める。
 第九号書式中「よつて」を「よつて」に改める。
 第十号書式中「第五条の二関係」を「第六条関係」に、「第五条の二第一項」を「第六条第一項」に改める。
 第十号書式の次に次の十四書式を加える。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業基盤強化の目標

- (1) 事業基盤強化に係る事業の目標(事業基盤強化を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性)を要約的に記載する。
- (2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標(事業基盤強化の促進に関する基本方針(令和3年財務省・国土交通省告示第 号)に規定する具体的な指標を用いる。)を記載する。

2. 事業基盤強化の内容

- (1) 事業基盤強化に係る事業の内容を記載する。
 - ① 計画の対象となる事業を明記するとともに、その選定理由を記載する。
 - ② 事業の分野又は方式の変更と事業の構造の変更とに分けて事業基盤強化の具体的な内容を要約的に記載する。
 - ③ ②の記載中において、次の説明を記載する。
 - イ 当該事業基盤強化による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
 - ロ 市場の状況に照らして、他の造船等事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
 - ハ 関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
- (2) 事業基盤強化を行う場所の住所を記載する。
- (3) 関係事業者が行う措置に関する計画を記載する場合には、その名称及び当該関係事業者が法第十条第二項第二号の関係事業者であることの説明を記載する。
- (4) 別表1により、事業基盤強化を実施するための措置の内容については、事業の分野又は方式の変更及び事業の構造の変更ごとに法第十条第二項各号に掲げる事業活動に照らして記載する。
- (5) 別表2により、事業基盤強化に伴う設備投資(土地、建物及び設備(リース設備を含む。)の取得等に係る投資をいう。)の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者ごとにそれぞれ記載する。
- (6) 別表3により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、

- 分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。
- (7) 事業基盤強化計画の期間中における船舶等に係る技術開発に関する事項を記載する。
3. 事業基盤強化の実施時期
- (1) 事業基盤強化の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
- (2) 別表 4 により、毎事業年度の実施予定を記載する。
4. 事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
- (2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表 5 により記載する。
5. 事業基盤強化に伴う労務に関する事項
- (1) 事業基盤強化の開始時期の従業員数（申請者である事業者及びその関係事業者ごとにそれぞれ記載する。以下(5)まで同じ。）を記載する。
- (2) 事業基盤強化の終了時期の従業員数を記載する。
- (3) 事業基盤強化に充てる予定の従業員数を記載する。
- (4) (3)のうち、新規採用される従業員数を記載する。
- (5) 事業基盤強化に伴い出向又は解雇される従業員数を記載する。
6. その他
- (1) 事業基盤強化計画に法第十一条第三項第一号の事項を記載する場合にあっては、別表 6 により記載する。
- (2) 法第十四条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、法第十一条第三項第三号の事項を記載する。ただし、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第五条第二号に該当する場合にあっては、次の事項を別表 7 により記載する。
- ① 事業基盤強化を行う事業者の国内売上高合計額その他の産業競争力強化法施行令第五条第一号又は第二号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高
- ② 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

別表 1

事業基盤強化の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第十条第二項第一号の要件		
イ 新たな船舶等の開発及び生産又は新たな役務の開発		

	及び提供による生産若しくは販売に係る船舶等の構成又は提供に係る役務の構成の変化		
	ロ 船舶等の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による船舶等の生産の効率化		
	ハ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入による船舶等の生産に係る費用低減		
法第十条第二項第二号の要件			
	イ 合併		
	ロ 会社の分割		
	ハ 株式交換		
	ニ 株式移転		
	ホ 株式交付		
	ヘ 事業又は資産の譲受け又は譲渡		
	ト 出資の受入れ		
	チ 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
	リ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		

ヌ	会社の設立又は清算		
ル	有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）に対する出資		
ヲ	保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		

(注)

1. 事業基盤強化計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。
2. 実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。
 - (1) 合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。
 - (2) 会社の分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。
 - (3) 株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。
 - (4) 株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。
 - (5) 株式交付については、株式交付をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交付比率及び株式交付期日を記載する。株式交付親会社となる会社及び株式交付子会社となる会社を明らかにすること。
 - (6) 事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。当該事業又は資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、そ

の旨を記載する。

- (7) 事業又は資産の譲渡については、譲り渡す事業又は資産の内容及び価額(株式の場合は、併せてその種類及び数)並びに譲渡期日を記載する。当該事業又は資産の譲渡が財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
- (8) 出資の受入れについては、当該出資受入れ前の資本金の額、受入れ額、受入れの方法(新株の発行、親会社からの増資等)及び受入れ期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。
- (9) 他の会社の株式又は持分の取得(当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。)については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合(出資割合)、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該造船等事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
- (10) 関係事業者の株式又は持分の譲渡(当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該造船等事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。)については、当該関係事業者における株式保有比率(当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。)及び当該関係事業者の役員に占める当該造船等事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。
- (11) 会社の設立については、設立する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金(出資者ごとに出資額を記載する。)並びに設立期日を記載する。当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。
- (12) 会社の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。
- (13) 有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者(組合員)の名称(法人が出資者(組合員)である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名)及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を

出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第七十四号）第八条第一項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。

- (14) 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、簿価及び除却費用並びに撤去又は廃棄期日をそれぞれ記載する。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合は、その旨を記載する。

別表 2

事業基盤強化に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	名 称	数 量	単 価	金 額	用 途	設置場所	備 考
年度							
年度							
年度							
年度							
年度							
合計額							

(注) 施設の新設、譲受け若しくは借受け又は設備の新設、増設若しくは拡張であって、法第二条第一項又は第三条第一項の許可を受けなければならない場合は、「備考」にその旨を記載する。

別表 3

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

(土地)

(単位：㎡)

	所 在 地 番	地 目	面 積	そ の 他
1				
2				
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	そ の 他
1				
2				
3				

(注) 譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表4
事業基盤強化の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

別表5
事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

年度	調達先 費用	借入金	自己資金	その他	合計	備考

(注)
1. 「借入金」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「借入金」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。
2. 法第十五条に基づく公庫の行う事業基盤強化円滑化促進業務による資金の借入れを希望する場合には、「備考」にその旨を記載する。

別表6
事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項

--

別表7
法第十四条の特例措置に関する事項

1. 事業基盤強化を行う事業者の国内売上高合計額

(単位：百万円)

	甲	乙
事業基盤強化を行う事業者の名称		
国内売上高合計額	(年 月期現在)	(年 月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠		

2. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

--

(注)

1. 事業基盤強化を行う事業者が3者以上の場合は、1. 中「乙」に続けて、3者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
2. 国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
3. 国内売上高の合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業基盤強化を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算出の根拠となる内容を記載する。
4. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業基盤強化に係る船舶等又は役務に関する事業基盤強化を行う事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業基盤強化に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

第十二号書式（第九条関係）

事業基盤強化計画の認定書

年 月 日

殿

国土交通大臣 ⑩

年 月 日付で認定申請のあった事業基盤強化計画について、造船法第十一条第四項の規定に基づき、同項各号（同法第十条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあつては、第四号を除く。）のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 認定の日付
2. 事業基盤強化計画認定番号
3. 申請者の名称及び代表者の氏名
4. 申請者の住所

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

第十三号書式（第九条関係）

事業基盤強化計画の不認定通知書

年 月 日

殿

国土交通大臣 ㊟

年 月 日付けで認定申請のあった事業基盤強化計画については、下記の理由により認定しないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第十四号書式（第九条関係）

認定事業基盤強化計画の概要

1. 認定の日付
2. 事業基盤強化計画認定番号
3. 認定事業基盤強化事業者の名称
4. 認定事業基盤強化計画の概要

（備考）

「4. 認定事業基盤強化計画の概要」中、認定事業基盤強化事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

第十五号書式（第十条関係）

認定事業基盤強化計画の軽微な変更の届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた認定事業基盤強化計画について、下記のとおり軽微な変更を行ったので、造船法施行規則第十条第一項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

第十六号書式（第十条関係）

認定事業基盤強化計画の変更申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた認定事業基盤強化計画について、造船法第十二条第一項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号

2. 変更事項

3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

第十七号書式（第十条関係）

認定事業基盤強化計画の変更認定書

年 月 日

殿

国土交通大臣 ⑩

年 月 日付けで変更申請のあった認定事業基盤強化計画について、造船法第十二条第五項において準用する同法第十一条第四項の規定に基づき、同項各号（同法第十条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の事業基盤強化計画認定番号
3. 変更申請者の名称又は変更後の代表者の氏名
4. 変更申請者の住所

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった変更申請書の写しを添付する。

第十八号書式（第十条関係）

認定事業基盤強化計画の変更の不認定通知書

年 月 日

殿

国土交通大臣 ㊟

年 月 日付けで変更申請のあった認定事業基盤強化計画については、
下記の理由により認定しないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第十九号書式（第十条関係）

変更後の認定事業基盤強化計画の概要

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の事業基盤強化計画認定番号
3. 認定事業基盤強化事業者の名称
4. 変更後の認定事業基盤強化計画の概要

（備考）

「4. 変更後の認定事業基盤強化計画の概要」中、認定事業基盤強化事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

第二十号書式（第十一条関係）

認定事業基盤強化計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

国土交通大臣 印

年 月 日付けで認定をした認定事業基盤強化計画について、造船法第十二条第三項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号
2. 変更指示の内容
3. 変更指示の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第二十一号書式（第十二条関係）

認定事業基盤強化計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

国土交通大臣

㊟

年 月 日付けで認定をした認定事業基盤強化計画について、造船法第十二条第二項又は第三項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号
2. 認定取消しの理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第二十二号書式（第十二条関係）

認定事業基盤強化計画の認定取消し

1. 認定を取り消された日付
2. 認定を取り消された事業基盤強化計画認定番号
3. 認定を取り消された事業者の名称
4. 認定取消しの理由

（備考）

「4. 認定取消しの理由」中、事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

第二十三号書式（第十三条関係）

年度における認定事業基盤強化計画の実施状況報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業基盤強化計画の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号
2. 事業基盤強化の目標の達成状況
3. 実施した事業基盤強化の内容及び適用を受けた支援措置の内容
4. 事業基盤強化に伴う労務に関する事項（造船法第十条第二項第二号に該当する事業活動を行う場合に限る。）

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 法第十二条第一項の規定により変更の認定を受けた場合には、変更後の事業

基盤強化計画認定番号を記載する。

2. 事業基盤強化計画の目標の達成状況

- (1) 事業基盤強化計画に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
- (2) 生産性の向上を示す数値の達成状況（認定計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
- (3) 財務内容の健全性の向上を示す数値（認定計画に記載した指標を用いる。）を記載する。

3. 実施した事業基盤強化計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、次の別表により、認定事業基盤強化事業者及び関係事業者が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。なお、指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。また、事業基盤強化計画においては、設備投資額が指定金融機関からの融資額よりも金額が少ない場合にはその理由も併せて記載する。

4. 事業基盤強化計画に伴う労務に関する事項について、計画と実績を対比させて記載する。(3)、(4)及び(5)については、最終年度の報告において計画期間全体の数値も報告する。

- (1) 事業基盤強化計画の開始時期の従業員数
- (2) 当該事業年度末の従業員数
- (3) 当該事業年度中、事業基盤強化計画に充てた従業員数
- (4) (3)のうち、新規採用された従業員数
- (5) 事業基盤強化計画に伴い当該事業年度中に出向し、又は解雇された従業員数

別表

実施した事業基盤強化計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

第三條 (船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の一部改正)
 次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

第二十四号書式 (第十三条関係)

製造又は修繕をする船舶等に関する報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
 名 称
 代表者の氏名

製造又は修繕をする船舶等に関する事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号
2. 製造又は修繕をする船舶等に関する事項

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 国土交通大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

改正後

(この省令の趣旨)

第一条 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。以下「法」という。）第二十四条第一項（法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は国土交通大臣の職権を行う地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が求める報告については、海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号。以下「規則」という。）及び外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において「船舶運航事業」、「旅客定期航路事業」、「一般旅客定期航路事業」、「特定旅客定期航路事業」、「不定期航路事業」、「対外旅客定期航路事業」、「旅客不定期航路事業」又は「外国人等」とは、それぞれ法第二条第二項若しくは第四項から第六項まで、第十九条の四第一項、第二十一条第一項又は第三十九条第一項に規定する船舶運航事業、旅客定期航路事業、貨物定期航路事業、一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、不定期航路事業、対外旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は外国人等をいう。

255（略）

（運航実績等の報告）

第三条 船舶運航事業を営む者は、次の表の区分により報告書を提出するものとする。

(略)	届出義務者	報告事項及び様式	提出	提出先	提出期限
			通数		
外航船舶運航事業を営む者（外国人等を除く。）	月末で終わる一月間における運航の実績	外航船舶運航実績報告書（第二号様式）	一通	国土交通大臣	翌々月の末日まで
外国人等であつて本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路の実績	月末で終わる一月間における運航の実績	外国人等外航旅客船舶運航実績報告書（第二号様式の二）	一通	国土交通大臣	翌々月の末日まで

改正前

(この省令の趣旨)

第一条 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。以下「法」という。）第二十四条（第三十条及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は国土交通大臣の職権を行う地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が求める報告については、海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号。以下「規則」という。）及び外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において「船舶運航事業」、「旅客定期航路事業」、「貨物定期航路事業」、「一般旅客定期航路事業」、「特定旅客定期航路事業」、「不定期航路事業」、「対外旅客定期航路事業」又は「旅客不定期航路事業」とは、それぞれ法第二条第二項若しくは第四項から第六項まで、第十九条の四第一項又は第二十一条第一項に規定する船舶運航事業、旅客定期航路事業、貨物定期航路事業又は旅客不定期航路事業をいう。

255（略）

（運航実績等の報告）

第三条 船舶運航事業を営む者等は、次の表の区分により報告書を提出するものとする。

(略)	届出義務者	報告事項及び様式	提出	提出先	提出期限
			通数		
外航船舶運航事業を営む者	月末で終わる一月間における運航の実績	外航船舶運航実績報告書（第二号様式）	一通	国土交通大臣	翌々月の末日まで
(新設)					

2・3 (略)	外航船舶運航事業を営む法人(外国人等を除く。)	(略)	外航船舶運航事業を営む者(外国人等を除く。)	(略)	事業又は人の運送をする外航不定期航路事業(当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。)を営む者		
	決算期ごと の損益計算 書、貸借対 照表、損益 及び資産の 明細並びに 事業の概況					使用船舶明細報告 書(第六号様式)	毎年六月末 日現在にお ける当該事 業の用に供 する船舶 (旅客船を 除く。)の状 況
	損益計算書、貸借 対照表、損益及び 資産明細表(第八 号様式)並びに事 業概況報告書(第 九号様式)					一通	同日現在にお ける当該事 業の用に供 する船舶 (旅客船を 除く。)の状 況
	一通					国土交通大 臣	同日現在にお ける当該事 業の用に供 する船舶 (旅客船を 除く。)の状 況
	国土交通大 臣					同日現在にお ける当該事 業の用に供 する船舶 (旅客船を 除く。)の状 況	同日現在にお ける当該事 業の用に供 する船舶 (旅客船を 除く。)の状 況
	決算期経過 後九十日以 内					国土交通大 臣	同日現在にお ける当該事 業の用に供 する船舶 (旅客船を 除く。)の状 況

2・3 (略)	外航船舶運航事業を営む法人	(略)	外航船舶運航事業を営む者	(略)	(略)		
	決算期ごと の損益計算 書、貸借対 照表、損益 及び資産の 明細並びに 事業の概況					使用船舶明細報告 書(第六号様式)	毎年六月末 日現在にお ける当該事 業の用に供 する船舶 (旅客船を 除く。)の状 況
	損益計算書、貸借 対照表、損益及び 資産明細表(第八 号様式)並びに事 業概況報告書(第 九号様式)					一通	同日現在にお ける当該事 業の用に供 する船舶 (旅客船を 除く。)の状 況
	一通					国土交通大 臣	同日現在にお ける当該事 業の用に供 する船舶 (旅客船を 除く。)の状 況
	国土交通大 臣					同日現在にお ける当該事 業の用に供 する船舶 (旅客船を 除く。)の状 況	同日現在にお ける当該事 業の用に供 する船舶 (旅客船を 除く。)の状 況
	決算期経過 後九十日以 内					国土交通大 臣	同日現在にお ける当該事 業の用に供 する船舶 (旅客船を 除く。)の状 況

第二号様式を次のように改める。

第二号様式(第3条関係)

年 月 日

外航船舶運航実績報告書(月分)

船舶所有者 _____ 船名 _____ 艘

総トン数 _____

重積トン数 _____

定期不定期の別
及の船名

事業者名 _____
住 所 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

1. 定期航路事業者		輸 送		積 算		原 船		客 航 路		輸 送		積 算	
積 地	揚 場	積 地	品 目	積 算	運 送	積 算	原 船	運 航	航 路	輸 送	積 算	積 算	考 考
出 港 日	日	入 港 日		トン	日	円	名	日		日	トン	円	

2. 不定期航路事業者		輸 送		積 算		原 船		客 航 路		輸 送		積 算	
積 地	揚 場	積 地	品 目	積 算	運 送	積 算	原 船	運 航	航 路	輸 送	積 算	積 算	考 考
出 港 日	日	入 港 日		トン	日	円	名	日		日	トン	円	

(注) 本欄の記載は、国土交通大臣の指示するところにより、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して提出することにより代えることができる。

第二号様式の次に次の一様式を加える。

第二号様式の二（第 3 条四項）

年 月 日

外国人等船舶旅客船運航実績報告書（一月分）

票

運航事業者名
住所
担当者の氏名
電話番号

運航事業者名 (国轄)	運航船舶 (船種)	船種	運航実績		乗船者数(件)		備考
			運航回数/月	乗客	乗務員		

運航事業者名 (国轄)	運航船舶 (船種)	運航実績				乗船者数(件)		備考
		船名	船名の出発日	船名の入港日	寄港地	乗客等の 入港日・出発日	日本人	

(注) 各欄の記載は、国土交通大臣の指示によることとし、行政手帳等における情報通信技術の利用に際する法律(平成 17 年法律第 151 号)第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理機構を使用し提出することができる。

(船舶推進性能試験及び船舶用機関性能試験規則の廃止)

第四条 船舶推進性能試験及び船舶用機関性能試験規則（昭和四十年運輸省令第四十三号）は、廃止する。

(海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正)

第五条 海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五号様式中「該当する」の下に「場合」を加え、「第四十二条第二項」を「第四十二条第四項」に、「した者」を「したとき」に改める。

附 則

(施行期日)

- この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月二十日）から施行する。
- 令和三年六月分及び七月分の外航船舶運航実績報告書の提出については、第三条の規定による改正後の船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。